

平成25年9月30日和泉市条例第42号

和泉市産業集積促進条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の産業集積促進地域において、補助を実施して工場等の操業の継続等産業集積の維持及び促進を行うことにより、本市の産業振興及び経済の活性化を図り、もって市民福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業集積促進地域 市内の産業が集積する地域として規則で定める地域をいう。
- (2) 工場等 物品の製造（加工及び修理を含む。）研究開発、人材育成、情報処理等の事業（以下「事業」という。）の用に供する工場、研究所その他の施設をいう。
- (3) 企業等 事業を営む法人（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当せず、かつ、その役員（同法第9条第21号に規定する役員をいう。以下同じ。）が同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は和泉市暴力団排除条例（平成24年和泉市条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当しないものに限る。）又は個人（暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しない者に限る。）をいう。
- (4) 建物 工場等及び企業等の事務所であって、自己の事業の用に供するものをいう。

(対象者)

第3条 この条例による補助（以下「補助」という。）の対象者は、産業集積促進地域において工場等を操業し、若しくは新たに操業しようとする企業等又は事務所を設置し、若しくは新たに設置しようとする企業等とする。

(操業計画の認定)

第4条 補助を受けようとする者は、規則で定めるところにより、産業集積促進地域における建物の取得、新築、増築又は改築（以下「取得等」という。）の概要その他事業を営む上で必要な事項を記載した計画（以下「操業計画」という。）を作成し、市長に申請して、その認定を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請の内容を審査し、適正であると認めるときは、操業計画の認定を行うものとする。
- 3 前項の認定を受けた企業等（以下「認定企業等」という。）は、取得等をする建物その他の操業計画の内容に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、市長に操業計画の変更を申請し、その認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 4 第2項の規定は、操業計画の変更の認定について準用する。

(補助金の額)

第5条 市長は、認定企業等に対し、予算の範囲内において、1年につき操業計画に基づき取得等をした建物（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築をした部分に限る。次項及び次条において同じ。）に係る固定資産税額の2分の1に相当する額（当該額が500万円を超える場合においては、500万円）を補助金として交付することができる。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、取得等をした建物に係る固定資産税額が増加しない場合は、補助金を交付しないものとする。

(補助金を交付する期間)

第6条 前条の補助金を交付する期間は、取得等をした建物に係る固定資産税を賦課する年度から5年間とする。

(補助金の交付申請)

第7条 認定企業等は、規則で定めるところにより、市長に補助金の交付の申請をしなければならない。

- 2 市長は、前項の申請の内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の交付を行うものとする。

(遵守事項)

第8条 認定企業等は、操業計画の認定を受けた日から起算して3年以内に操業計画に基づき建物の取得等をし、かつ、建物の取得等の後7年以上操業しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、認定企業等は、規則で定める条件を遵守しなければならない。

(実績報告等)

第9条 認定企業等は、操業計画に基づき建物を取得し、又は工事に着手し、及び操業を開始したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に報告しなければならない。

2 認定企業等は、操業計画に基づき取得等をした建物に係る固定資産税を完納したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に報告しなければならない。

(認定企業等の承継)

第10条 認定企業等について、合併、譲渡、相続その他の事由により企業等の承継があった場合は、当該企業等の承継者は、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出が適正であると認めるときは、当該承継者を認定企業等とみなして引き続き補助の対象とすることができます。この場合において、承継者に対する補助金の交付期間は、第6条に規定する期間から承継前の認定企業等が既に補助金の交付を受けた期間を控除した期間とする。

(報告の徴収等)

第11条 市長は、操業計画の認定又は補助金の交付に関し必要があると認めるときは、その必要な限度において、企業等に対して報告を求め、又はその事務所若しくはその他関係のある場所に立ち入り、関係書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

2 市長は、前項の規定による立入り等を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 市長は、第1項の規定に基づく報告、検査等により是正の必要があると認めるときは、認定企業等に対し必要な措置を

とるよう指示することができる。

(認定の取消し等)

第12条 市長は、認定企業等が次の各号のいずれかに該当するときは、操業計画の認定又は補助金の交付の決定（以下この条において「認定等」という。）を取り消すものとする。

（1）偽りその他不正な手段により認定等を受けたとき。

（2）第8条の規定に違反したとき。

（3）正当な理由なく前条第1項の報告、検査等を拒否したとき又は同条第3項の規定による指示に従わなかったとき。

（4）暴力団、暴力団員若しくは暴力団密接関係者であり、又は法人の役員が暴力団員若しくは暴力団密接関係者であると認めるとき。

（5）前各号に掲げるもののほか、市長において認定等を取り消すことが適当であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定等を取り消された企業等に対し、既に交付した補助金の返還請求をするものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(和泉市企業誘致促進条例の廃止)

2 和泉市企業誘致促進条例（平成9年和泉市条例第21号）は、廃止する。

(和泉市企業誘致促進条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日前に、前項の規定による廃止前の和泉市企業誘致促進条例（以下「旧企業誘致条例」という。）第4条第

1項の規定により奨励措置対象企業等として指定を受けた企業等（以下「指定企業等」という。）に係る奨励金の交付等については、旧企業誘致条例第5条から第9条までの規定は、なおその効力を有する。

（和泉市税条例の一部改正）

4 和泉市税条例（昭和35年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第56条の9を次のように改める。

第56条の9 削除

（和泉市税条例の一部改正に伴う経過措置）

5 旧企業誘致条例第7条の規定により指定企業等に課さないものとされる特別土地保有税については、前項の規定による改正前の和泉市税条例第56条の9の規定は、なおその効力を有する。